

守山市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和7年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

守山市監査委員 中 井 清

守山市監査委員 渡 邊 邦 男

財政的援助団体等（指定管理者） 監査結果報告書

1 対象団体等

(1) 指定管理者

NPO法人スポキッズ 代表 宮崎 拓哉

(2) 市所管課

こども家庭部 こども政策課

2 対象施設

吉身児童クラブ室

3 監査実施日時

令和8年2月6日(金) 午前10時から午前11時10分まで

4 実施場所

吉身児童クラブ室（クラブB）

5 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者が当該施設の管理運営にあたり、当該施設の設置目的に沿って、関係法令、協定書、仕様書等の定めるところにより、適正かつ効果的に業務を遂行しているかどうかを主眼とし、監査資料（令和7年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

6 監査結果

吉身児童クラブ室の指定管理について、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、軽易な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

(1) 対象施設の管理運営業務について

関係法令ならびに協定書および仕様書に基づき、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。

なお、業務内容は次のとおりである。

- ア 児童クラブを利用する児童の保育に関すること
- イ 通所登録の受付・審査および決定、ならびに抹消に関すること
- ウ 児童クラブの利用料および延長保育に係る利用料の徴収に関すること
- エ 減免の受付・審査および決定等に関すること

- オ 入所時の保護者に対する利用内容、利用料金等の説明に関すること
- カ 間食費および教材費等の徴収に関すること
- キ 施設の適正管理および利用促進に関すること

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア 指定管理者

(ア)事業報告書の収支内訳書と法人の決算書類との整合に関し、市と協議を行い、正確に表示されたい。

(イ)吉身児童クラブ室児童クラブ運営管理規定において、一部実情にそぐわないものが見受けられたため、市と協議を行い、守山市放課後児童クラブ運営指針と照らし合わせて見直しをされたい。

イ 市所管課

(ア)守山市放課後児童クラブ運営指針に則り、適正な支援の単位とされるよう努められたい。

(イ)事業報告書の収支内訳書と法人の決算書類との整合に関し、指定管理者と協議されたい。

(ウ)実績報告書の確認を行うにあたり、法令等を遵守しなければならない項目が多いと思うので、チェックリストを作成して漏れのないよう、指定管理者と共に確認をされたい。

以上